

東京都自殺防止のためのSNS相談非常勤相談員 募 集 要 項

1. 業務内容 メンタルケア協議会に東京都より委託されている自殺対策事業 SNS 相談における相談対応、適切な相談機関への紹介・仲介、相談業務にかかわる事務処理等
2. 応募資格 1) 60 歳以下であること。 2) 次の a. b. c. 何れかに該当すること。
 - a. 看護師、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、作業療法士のうち、一つ以上の資格を有し、且つ 3 年以上の精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
 - b. 10 年以上精神科医療保健福祉の臨床または相談業務に従事した経験を有すること。
 - c. 心理学専攻の大学院修士課程を卒業、または卒業見込みで、十分な臨床実習の経験及び、社会経験を有し、精神保健等の電話相談に興味があること。
3. 勤務地 東京都の指定する相談室（新宿より 10 分圏内）
4. 勤務時間 平成 30 年 9 月 10 日開始 10～2 月：17～22 時、9・3 月：15～22 時（休憩 30 分）
※ 調整ができれば、部分勤務可能（例：19～22 時、15～19 時、18～22 時等）
※ 上記のうち月 4～12 回勤務。自殺相談ダイヤル等と兼務できる方を優先（兼務の場合は合計月 5 回以上）。勤務日時は、前月 26 日に決定。
※ 月 13 日または 17 日の特任相談員、常勤相談員として採用し、その中で SNS 相談を担当するという勤務形態もあり。
5. 給 与 時給 1,450 円～3,050 円（自殺相談ダイヤルと兼務の場合は時給 1,650 円～、こころの電話相談と兼務の場合は時給 1,500 円～） 17 時以降は 10% 増
※経験、能力、時間帯、勤務日による
6. 交 通 費 1 日 2,000 円まで実費相当支給、但し 1,000 円を超える部分は半額支給
※ご自身の都合で勤務時間が 4 時間に満たない場合は支給無し（詳細は規定による）
7. 募集人数 10～20 名程度
8. 審 査 書類審査、面接審査、実地審査（3 回）による審査
9. 応募方法 所定の履歴書フォーム（ウェブサイトからダウンロード可）ご記入の上事務局へ郵送
10. 募集期間 書類〆切 平成 30 年 8 月 31 日必着 ※〆切り後も空きがあれば可能
面接日 平成 30 年 8 月中旬～9 月初旬（詳細は後日調整）
実地審査 平成 30 年 8 月下旬～9 月
採用日 平成 30 年 8 月以降応募相談（試用期間あり、年度毎契約）
11. そ の 他 毎年 1～3 月に行われる「自殺防止のための電話相談技能研修」を東京都から受講推奨されているため、後日受講していただきます。
採用後、年 5 回の研修会参加義務あり（時給 958 円・交通費支給なし）

以上